

**シェアドラックサービス利用規約
(データセンター名古屋丸の内)
(データセンター名古屋栄)**

2021年3月1日

中部テレコミュニケーション株式会社

目次

第1章 総則	1
第1条 利用規約の適用	1
第2条 利用規約の変更	1
第3条 用語の定義	1
第2章 シェアドラックサービスの種類	1
第4条 シェアドラックサービスの種類	1
第3章 契約	1
第5条 契約の単位	1
第6条 シェアドラックサービス申込の方法	1
第7条 シェアドラックサービス申込の承諾	2
第8条 最低利用期間	2
第9条 法人契約上の地位承継	2
第10条 譲渡の禁止	2
第11条 契約者の名称等の変更	2
第12条 その他の契約内容の変更	2
第13条 契約者からのシェアドラックサービス契約の解除	2
第14条 当社が行うシェアドラックサービス契約の解除	3
第15条 責任分界点	3
第16条 その他の提供条件	3
第4章 利用中止等	3
第17条 利用の中止	3
第18条 利用の停止	3
第5章 料金等	4
第19条 料金及び工事等に関する費用	4
第20条 料金の支払い義務	4
第21条 工事費の支払い義務	4
第22条 削除	5
第23条 料金の計算方法	5
第24条 割増金	5
第25条 遅延損害金	5
第26条 料金等の支払い方法	5
第27条 端数処理	5
第28条 料金等の臨時減免	5
第29条 消費税相当額の加算	5
第6章 シェアドラックサービスの利用	6
第30条 禁止される行為	6
第31条 契約者の義務	6
第32条 環境の維持	6
第7章 損害賠償	7
第33条 責任の制限	7
第34条 免責	7
第8章 雑則	7
第35条 守秘義務	7
第36条 第三者への委託	7
第37条 個人情報の利用	8
第38条 知的財産権の帰属	8
第39条 言語	8

第40条	準拠法	8
第41条	専属管轄裁判所	8
第42条	協議事項	8
料金表		
第1表	料金	10
第2表	工事に関する費用	10
第1	工事費	10
別表		
	設備仕様	15
附則		16

第1章 総則

(利用規約の適用)

第1条 中部テレコミュニケーション株式会社(以下「当社」といいます。)は、このシェアドラックサービス利用規約(料金表を含みます。以下「利用規約」といいます。)を定め、法令及び当社が定める諸規則に従って、シェアドラックサービスを提供します。

2 この利用規約は、データセンター名古屋丸の内、及びデータセンター名古屋栄に適用します。

(利用規約の変更)

第2条 当社は、民法の定めに従い、契約者の承諾を得ることなく、この規約を変更することがあります。この場合、当社は、変更後のこの規約及びその効力発生時期を、本サービスに係る Web サイト又は当社の運営するホームページに掲載して周知するものとします。また改定されたこの規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、以後本サービスの内容及び料金その他提供条件は変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この利用規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	定 義
シェアドラックサービス契約	当社からシェアドラックサービスの提供を受けるための契約
契約者	当社とシェアドラックサービス契約を締結している者
ラック	契約者の情報通信機器等を当社のデータセンター内に設置するため、当社がデータセンター内に所有するラック設備と付帯する電源設備
契約申込者	シェアドラックサービス契約の申込みをしようとする者
データセンター	データセンター名古屋丸の内、データセンター名古屋栄

第2章 シェアドラックサービスの種類

(シェアドラックサービスの種類)

第4条 シェアドラックサービスには次の種類があります。

種 類	内 容
シェアドラックサービス	契約者の情報通信機器等を当社のデータセンター内に設置するため、当社がデータセンター内に所有するラック設備と付帯する電源設備の利用を供するもの

2 前項に規定するサービスの詳細は別表1(設備仕様)及び別に定めるシェアドラックサービス仕様書に定めるところによります。

第3章 契約

(契約の単位)

第5条 当社は、料金表第1表(料金)に定める1のシェアドラックにおける 1 の契約ユニット数ごとに1のシェアドラックサービス契約を締結します。

(シェアドラックサービス申込の方法)

第6条 シェアドラックサービス契約の申込みをしようとする者(以下「契約申込者」といいます。)は、この利用規約に基づき、次に掲げる事項について記載した当社所定のシェアドラックサービス契約申込書(以下「シェアドラックサービス契約申込書」といいます。)を当社に提出していただきます。

- (1) ご契約ユニット数
- (2) 設置機器に関する型番や重量などの情報

(3) その他シェアドラックサービス申込の内容を特定するための事項

(シェアドラックサービス申込の承諾)

第7条 当社は、シェアドラックサービス契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、そのシェアドラックサービス契約の申込を承諾しないことがあります。この場合、承諾しなかったときは、当社は契約申込者に対し、その旨を通知します。なお、下記の各号のいずれかによるものは、当社は契約申込者に開示しないものとします。

- (1) 申込に係るシェアドラックサービスの提供又は当該サービスに係る装置の保守が運用上、又は技術上極めて困難であると当社が判断したとき(ラック、ラックスペース、電源供給能力及び空調能力等のデータセンター設備が提供限界に達したときを含む。)
- (2) 契約申込者がシェアドラックサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (3) 契約申込者が第18条(利用の停止)に該当するとき。
- (4) 違法又は明らかに公序良俗に反する態様にてシェアドラックサービスを利用するおそれがあるとき。
- (5) シェアドラックサービス契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (6) 契約申込者が当社又は第三者の信用を毀損するおそれがある態様でシェアドラックサービスを利用するおそれがあるとき。
- (7) 契約申込者が、シェアドラックサービスを利用する他の利用者に対して支障を与える態様でシェアドラックサービスを利用するおそれがあるとき。
- (8) 上記各号のほか、当社が、契約申込者の申込に対して、継続的にシェアドラックサービスを提供することができないと判断するとき。
- (9) その他、当社が不適当と認めたとき。

(最低利用期間)

第8条 シェアドラックサービスについては、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、シェアドラックサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 契約者は、前項の最低利用期間内にシェアドラックサービス契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

(法人契約上の地位承継)

第9条 相続又は法人の合併、分割等により契約者の地位が承継された場合、当該地位を承継した契約者は、当社に対し速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとします。

(譲渡の禁止)

第10条 契約者は、シェアドラックサービス契約に基づいてシェアドラックサービスを利用する権利を第三者に譲渡することはできません。

(契約者の名称等の変更)

第11条 契約者は、シェアドラックサービス申込の際に当社へ届け出た事項に変更があった場合には、その変更の内容を原則として事前に、止むを得ない場合は変更後、当社に対し速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとします。

(その他の契約内容の変更)

第12条 当社は、契約者から請求があったときは、第6条(シェアドラックサービス申込の方法)の各号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第7条(シェアドラックサービス申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者からのシェアドラックサービス契約の解除)

第13条 契約者はシェアドラックサービス契約の全て又は一部を解約しようとするときは、解約しようとする日の

3ヶ月前までに当社へ所定の書面にて通知いただきます。

(当社が行うシェアドラックサービス契約の解除)

第14条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合又はおそれがある場合には、解除日を定め、シェアドラックサービス契約の全て若しくは一部を解除することがあります。この場合、当社は契約者の受けた一切の損害について賠償の責めを負わないものとします。

- (1) 第18条(利用の停止)の規定によりシェアドラックサービスの利用が停止された場合において、契約者が当該停止となった事由を解消しないとき。
- (2) 当社が、第18条(利用の停止)の各号において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると判断したとき。
- (3) その他シェアドラックサービス契約の継続を困難にする事由が生じたとき。

2 当社は、前項の定めにかかわらず、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対して何ら催告をすることなく、書面による通知をもって直ちにシェアドラックサービス契約の全て又は一部を解除することがあります。この場合、当社の契約者に対する損害賠償請求を何ら妨げず、また契約者の受けた一切の損害について賠償の責めを負わないものとします。

- (1) 銀行取引停止処分又は仮差押、差押、競売等の執行を受けたとき。
- (2) 会社整理、会社更生手続若しくは民事再生手続の開始又は破産等の申し立てを受け、また自ら申し立てたとき。
- (3) 主務官庁から、自己が行う事業につき免許及び認可の取り消し又は停止処分を受けたとき。
- (4) 天災、事変その他の非常事態の発生により、データセンター設備の全て又は一部が滅失若しくは破損して、データセンター設備等の使用が不可能となり、かつ、修復の見込みがないとき。
- (5) 本利用規約の各条項に重大な違反があった場合。

(責任分界点)

第15条 契約者と当社との責任分界点は、別表1(設備仕様)及び別に定めるシェアドラックサービス仕様書に定めるところによります。

(その他の提供条件)

第16条 シェアドラックサービス契約に関するその他の提供条件については、別表1(設備仕様)及び別に定めるシェアドラックサービス仕様書及びデータセンターご利用ガイドに定めるところによります。

第4章 利用中止等

(利用の中止)

第17条 当社は、次の各号のいずれかに該当するときには、シェアドラックサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社のデータセンター設備の保守又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 天災、事変その他の非常事態の発生により、データセンター設備の全て又は一部が滅失若しくは破損してシェアドラックサービスの提供が困難になったとき。

2 当社は、前項の規定によりシェアドラックサービスの利用を中止しようとするときは、あらかじめ当社が定める方法によりその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 当社は前2項に基づくシェアドラックサービスの提供の中止に伴って、契約者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

(利用の停止)

第18条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合若しくはおそれがある場合には、シェアドラックサービス契約に基づくシェアドラックサービスの利用を何ら事前に通知及び勧告することなく停止することがあります。なお、これにより契約者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

- (1) シェアドラックサービス契約に係る料金、割増金又は遅延損害金等を支払い期限が経過してもなお支払わないとき。
- (2) 違法又は明らかに公序良俗に反する態様にてシェアドラックサービスを利用したとき。
- (3) 契約者が当社又は第三者の信用を毀損するおそれがある態様でシェアドラックサービスを利用したとき。
- (4) 契約者がシェアドラックサービスを利用する他の利用者に対して支障を与える態様でシェアドラックサービスを利用したとき。
- (5) 契約者が第6条(シェアドラックサービス申込の方法)第2号で申込みをした電源設備を料金表第1表(料金)に規定する容量を超えて一定期間利用し、当社からの契約電源容量の変更催告又は電源設備の消費電力の削減催告に応じないとき。
- (6) 契約者が別表1(設備仕様)に定めるラック積載可能重量を超えてラック内に情報機器等を設置したとき。
- (7) シェアドラックサービス契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (8) 本利用規約の各条項に違反したとき。
- (9) その他、当社が契約者として不適当と判断したとき。

第5章 料金等

(料金及び工事等に関する費用)

第19条 当社が提供するシェアドラックサービスの料金は、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

- 2 当社が提供するシェアドラックサービスの工事及び手続きに関する費用(以下「工事費」といいます。)は、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。
- 3 エネルギーや金属等の価格又は雇用条件の変化等あるいは経済情勢の変動により、シェアドラックサービスの料金及び工事費等が不相当となったときは、当社はシェアドラックサービス契約の期間内であっても、料金及び工事費等を変更することができるものとします。この場合、第2条(利用規約の変更)に定めるところによります。

(料金の支払い義務)

- 第20条 契約者は、シェアドラックサービス契約に基づいて、当社がシェアドラックサービスを提供した日から起算し、シェアドラックサービス契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止の日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に定める料金を支払っていただきます。
- 2 利用の停止等により、シェアドラックサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
 - (1) 第18条(利用の停止)の規定によりシェアドラックサービスの利用の停止があったときは、契約者はその停止期間中の料金の支払いを要します。
 - (2) 前号の規定によるほか、契約者は次の場合を除き、シェアドラックサービスを利用できなかった期間の料金の支払いを要します。

区分	支払を要しない料金
当社の責に帰すべき事由により、シェアドラックサービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき	そのことを、当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)に対応するそのシェアドラックサービス(そのシェアドラックサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)についての料金

- 3 当社は、支払いを要しない利用料金が既に支払われているときは、その料金を契約者に返還します。
- 4 前2項の規定に係わらず、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(工事費の支払い義務)

第21条 契約者は、シェアドラックサービス申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費を支払っていただきます。ただし、工事の着工の前にそのシェア

ドラックサービス契約の解除又はその工事の取消し(以下、この条において「解除等」という。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社はその工事費を契約者に返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事費用に消費税及び地方消費税相当額加算した金額(以下、「消費税相当額」といいます。)加算した額を支払っていただきます。

第22条 削除

(料金の計算方法)

第23条 当社は、契約者がシェアドラックサービス契約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。

- 2 当社は、次の場合が生じたときは、料金表に定める料金等のうち、月額で定める料金をその利用日数に応じて日割りします。ただし、当社が別に定めるものについては、次の(1)、(2)、(3)及び(4)の場合であっても、日割りしません。

- (1) 暦月の初日以外の日シェアドラックサービスの提供の開始があったとき。
- (2) 暦月の初日以外の日シェアドラックサービスの提供の解除があったとき。
- (3) 暦月の初日にシェアドラックサービスの提供を開始し、その日に提供の解除があったとき。
- (4) 第20条(料金の支払い義務)第2項第2号の表の規定に該当するとき。

- 3 前項の規定による料金の日割は暦日数により行います。

(割増金)

第24条 契約者は、料金及び工事費等の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(遅延損害金)

第25条 契約者は、料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年 10%の割合(閏年についても 365 日あたりの割合とします。)で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から計算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(料金等の支払い方法)

第26条 契約者は、料金及び工事費等を当社の請求書記載の支払期日までに、当社指定の金融機関宛に支払っていただきます。なお、銀行振込手数料その他支払いに要する費用は、契約者にて負担していただきます。

(端数処理)

第27条 当社は、料金その他の金額計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の臨時減免)

第28条 当社は、災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、利用規約にかかわらず、臨時にその料金、工事費及び手続きに関する費用を減免することがあります。

(消費税相当額の加算)

第29条 第20条(料金の支払い義務)及び第21条(工事費の支払い義務)の規定により料金表に定める料金、工事及び費等の支払いを要するものとされている額は、料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算した額とします。))に消費税相当額を加算した額とします。上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。なお、料金表に規定する料金額は税抜

価格とし、かつこ内の料金額は税込価格を表示します。また、関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

第6章 シェアドラックサービスの利用

(禁止される行為)

第30条 シェアドラックサービスの利用において、次の各号の行為を禁止します。

- (1) 当社が別に定める電気通信事業者以外の電気通信回線と契約者の情報通信機器等を接続すること。
 - (2) 契約者の情報通信機器等と他の契約者の情報通信機器等との間を接続する行為
 - (3) 契約者のラック等に設置している情報通信機器等とこれとは異なる他のラック等に設置している情報通信機器等との間を当社が提供する方法以外で接続する行為
 - (4) 法令に違反する、あるいは違反のおそれのある行為
 - (5) 当社又は第三者の著作権その他の権利を害する行為
 - (6) 当社又は第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為又はそのおそれのある行為
 - (7) 公序良俗に反する行為
 - (8) 当社の提供する電源設備を当社が定める容量を超えて使用する行為
 - (9) その他、当社が不適切と判断する行為
- 2 契約者が前項で定める禁止事項に該当する行為を行っているときと当社が判断した場合、契約者の禁止行為に対して当社が負担した費用を契約者に請求することがあります。

(契約者の義務)

- 第31条 契約者は、機器設置に関し、安全対策工事が必要な場合においては、当社の指示により、契約者の費用負担において安全対策工事を行うものとします。
- 2 契約者は利用者にこの利用規約を遵守させるとともに、利用者が行う行為のすべてについて一切の責任を負うものとします。
 - 3 その他、当社がデータセンターを管理運営するにあたり必要な事項について、契約者は当社の指示に従いシェアドラックサービスを利用するものとします。
 - 4 契約者は、シェアドラックサービスの利用に伴い、他の契約者を含む第三者に損害を与えた場合は、契約者は自らの責任において解決するものとします。
 - 5 契約者が、シェアドラックサービスの利用に伴い、他の契約者を含む第三者から損害を受けた場合及び他の契約者を含む第三者に対しクレームを通知する場合においても、前項と同様とします。
 - 6 契約者は、その故意又は過失により当社に損害を被らせたときは、当社に対し、当該損害を賠償する義務を負います。

(環境の維持)

- 第32条 契約者は、契約者の責任において、契約者の情報通信機器等を運用するものとします。
- 2 契約者は、データセンターに発火、発煙、異常な発熱、異常な温度又は湿度の変化、その他データセンターの環境に影響を及ぼすいかなる設備等を設置してはならないものとします。
 - 3 当社は、前項のデータセンターの環境に及ぼすおそれのある設備等を発見した場合、契約者に事前の通知をすることなく、その設備等を移動又は破棄できるものとします。なお、当社が移動又は破棄を行った場合、それにかかった費用は契約者の負担とします。
 - 4 契約者は、契約者が設置した情報通信機器等が原因により発生した損害についての損害賠償の責任を負うものとします。
 - 5 契約者は、当社のデータセンター又は契約者の情報通信機器等若しくは他の契約者の情報通信機器等にデータセンターの安全の保持の上で問題となるような異常を発見したときは、速やかに当社にその旨を連絡するものとします。
 - 6 当社は、当社のデータセンター及び他の契約者の安全保持のため、事前に契約者に通知のうえ、契約者が利用している情報通信機器等が設置されているラックを開閉し、契約者の情報通信機器等を調査し、又は検査す

ることがあります。ただし、当社が緊急を要すると判断した場合には、当社は事前の通知をせずに、ラックを開閉し、調査又は検査することがあります。

7 前項の場合、契約者は合理的な理由をなくしてこれを拒むことはできません。

8 当社は、データセンターに事故、異常その他の障害が発生したときは、当社の定めるところにより、速やかにその状況を契約者に通知します。ただし、軽微なものについては、この限りではありません。

第7章 損害賠償

（責任の制限）

第33条 当社は、シェアドラックサービスを提供すべき場合において、当社の責に帰する過失等によりその提供をしなかったときは、契約者が当社に当該シェアドラックサービスの対価として支払うべき当月分の料金を限度額として損害賠償に応じるものとします。

（免責）

第34条 当社は、シェアドラックサービスの提供をしなかったことにより契約者が被った損害については、前条（責任の制限）で定める損害賠償の範囲の他は、原因如何を問わず一切責任を負わないものとします。

2 シェアドラックサービスの使用により、契約者が他の契約者又は第三者に損害を与えた場合、当社は一切責任を負わないものとします。

第8章 雑則

（守秘義務）

第35条 契約者及び当社は、シェアドラックサービス契約に関し知り得た相手方の技術上、営業上又はその他の業務上の機密事項を相手方の文書による承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではないものとします。

- (1) 知り得た時点で既に公知又は公用となっている場合
- (2) 知り得た後、自己の責によらず公知又は公用となっている場合
- (3) 知り得た時点で既に取得済みの場合
- (4) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく正当に取得した場合
- (5) 開示又は提供につき、相手方の同意を得た場合
- (6) 法令又は権限のある公的機関の要請により開示又は提供が求められた場合
- (7) 契約者に対して、シェアドラックサービス契約に基づく義務の履行を請求する場合
- (8) シェアドラックサービス契約に起因して紛争又は損害賠償請求が発生した場合
- (9) その他、データセンターの運営上必要があると当社が判断した場合

（第三者への委託）

第36条 契約者は、当社がシェアドラックサービスを提供するにあたり必要となる業務の全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

（個人情報の利用）

第37条 当社は、契約者及び利用者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居住又は請求書の送付先等の情報を、当社のサービスに係る契約の申込、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の利用規約等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。尚、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注)業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者及び利用者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

（知的財産権の帰属）

第38条 シェアドラックサービス契約に基づき契約者に提供される各種情報については、その著作権（著作権法（昭和45年法律第48号。以下「著作権法」といいます。）第27条及び第28条の権利を含む。）及び著作人格権（著作権法第18条から第20条の権利をいう。）並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的財産権は、当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。

2 契約者は、前項に付随し、次の各号に定める行為又はそれに類する行為をしてはならないものとします。

- （1）シェアドラックサービスの利用目的以外に使用すること。
- （2）複製・改変等を行うこと。
- （3）営利目的の有無を問わず、当社の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示すること。
- （4）当社又は当社が指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更すること。

（言語）

第39条 利用規約及び当社が別に定めるシェアドラックサービス仕様書等は、日本語により作成し、他の言語によるいかなる翻訳及び解釈も契約者及び当社を拘束しないものとします。

（準拠法）

第40条 この利用規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

（専属管轄裁判所）

第41条 契約者と当社との間でシェアドラックサービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、その債権額に応じて名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

（協議事項）

第42条 この利用規約の条項又はこの利用規約に定めのない事項に疑義が生じた場合、契約者及び当社の双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

料金表

第1表 料金

第1 料金

1 適用

区 分	内 容				
(1) ラック等設備 利用に係る料 金の適用	当社はシェアドラックサービスを提供するにあたり、1のラック設備におけるユニット数毎に1のシェアドラック利用料を適用します。 ア 当社は次表のとおり契約ユニット数を定めます。 <table><tr><td>契約ユニット数</td></tr><tr><td>1ユニット</td></tr><tr><td>2ユニット</td></tr><tr><td>3ユニット</td></tr></table> イ 当社は契約ユニット数に応じた、電源容量上限、及び積載荷重上限を別表1、及びシェアドラックサービス仕様書に定めるものとします。	契約ユニット数	1ユニット	2ユニット	3ユニット
契約ユニット数					
1ユニット					
2ユニット					
3ユニット					
(2) 最低利用期 間内に契約の 解除等があった 場合の料金の 適用	ア シェアドラックサービスには最低利用期間があります。 イ 契約者は、最低利用期間内にシェアドラックサービス契約の解除があった場合は、第20条(料金の支払い義務)の規定にかかわらず、残余の期間に対応するシェアドラック利用料を一括して支払っていただきます。 ウ 契約者は、最低利用期間内に契約ユニット数の変更があった場合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。				

2 料金額

当社が別途契約者に示す額

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

工事費の適用については、第21条(工事費の支払い義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容				
(1) シェアドラック 工事費用の適用	当社は、工事費を適用するにあたって、契約ユニット数毎に1のシェアドラック工事費用を適用します。 ア 当社は1の次表のとおり契約ユニット数を定めます。 <table><tr><td>契約ユニット数</td></tr><tr><td>1ユニット</td></tr><tr><td>2ユニット</td></tr><tr><td>3ユニット</td></tr></table>	契約ユニット数	1ユニット	2ユニット	3ユニット
契約ユニット数					
1ユニット					
2ユニット					
3ユニット					

2 工事費の額

当社が別途契約者に示す額

別表

別表1 設備仕様

下記以外の仕様については別に定めるシェアドラックサービス仕様書に定めるところによります。

1. データセンターの設備

データセンター名古屋丸の内の設備は次のとおりです。

項目	仕様
空調	壁横吹出方式(ホットアイル密閉方式)
運用体制	24 時間 365 日有人対応
セキュリティ	手のひら静脈生体認証／非接触 IC カード／有人による本人確認／カメラ監視
受電方式	33kV×3 回線スポットネットワーク受電
非常用自家発電装置	n+1 ガスタービン式発電装置
無停電電源装置	n+1 冗長構成

データセンター名古屋栄の設備は次のとおりです。

項目	仕様
空調	床下吹出方式(コールドアイル密閉方式)
運用体制	24 時間 365 日有人対応
セキュリティ	手のひら静脈生体認証／非接触 IC カード／有人による本人確認／カメラ監視
受電方式	33kV×3 回線スポットネットワーク受電
非常用自家発電装置	ガスタービン式発電装置
無停電電源装置	n+1 冗長構成

2. シェアドラック仕様

シェアドラック仕様は次のとおりです。

契約ユニット数	1 ユニット	2 ユニット	3 ユニット
利用可能電源容量	0.5KVA	1KVA	1.5KVA
積載可能荷重上限	19kg	38kg	47.5kg
1 ユニットサイズ	W700×D1100×H44.5(mm)		
電源種別	[電圧] 単相 AC100V / 単相 200V [容量] 10A / 20A / 30A		

附則

附則

(実施期日)

1 この規約は、2014 年 3 月 1 日から施行します。

附則

(実施期日)

1 この改正規約は、2016 年 11 月 1 日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規約は、2017 年 4 月 1 日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規約は、2021 年 3 月 1 日から実施します。